

【ものづくり、人づくり、地域づくり】 震災・原発事故からもうすぐ1年

放射性物質による環境汚染対処に関する

「特別措置法」

1月1日より全面施行

◎国はあの悪名高き「年間20ミリシーベルト受忍」を堅持しつつ追加被ばく線量「年間5ミリシーベルト」を除染目標にする方針でしたが、市民の運動や自治体の反発を受けて「年間1ミリシーベルト」（毎時0.23マイクロシーベルト）に基準を引き下げざるを得なくなりました。

◎福島のみならず、茨城・千葉・埼玉の市民が声を上げたことによって、国はしぶしぶ「**汚染状況重点調査地域**」を設けました。常総生協組合員生活エリアのほぼ全域が重点調査地域に指定されています。

◎各自治体はこの法律・基本方針・環境省令にもとづいて調査を実施し、除染実施計画をつくることになります。

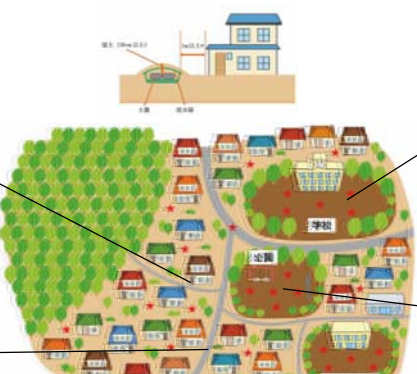
◎「追加被ばく」は本来あってはなりません。再度住民の声を上げて、各自治体に対して市民とりわけ子どもたちの健康を守るために一層の放射能低減化措置を求めましょう！



家の前の側溝除染



通学路除染



学校校庭除染



公園遊具除染

- 【次週】
- ① 1/9 第5回「脱原発くらし見直し委員会」報告
 - ② ガラスバッチによる月間被ばく線量の実測開始(100名のお子さん)
 - ③ 厚労省 2012年4月より「食品中放射性物質 規格基準」(本基準)と、常総生協2012年放射能検査方針および実施計画について

【どうして追加被ばく線量「年間1mSv」基準が「毎時0.23μSv」なの？】

環境省は次のように計算しています。

○「0.23マイクロシーベルトの内訳」

- ①自然界(大地)からの放射線量 毎時0.04マイクロシーベルト(年間0.35ミリシーベルト)
- ②原発事故による追加被ばく放射線量 毎時0.19マイクロシーベルト(年間1ミリシーベルト)

○一日のうち、屋外に8時間、屋内(遮蔽効果0.4倍のある木造家屋)に16時間滞在とし、

【屋外(毎時0.19マイクロシーベルト×8時間)+屋内(0.19×0.4倍×16時間)】×365日
＝年間998.6マイクロシーベルト<年間1ミリシーベルト

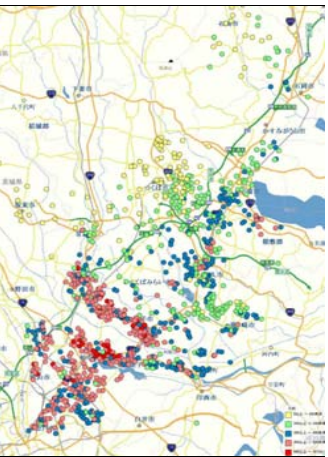
【参照データ】

常総生協では昨年6月～8月にかけて、500mメッシュで抽出した組合員さん1,075件のお宅の前の路上で放射能調査(地面から0-1cm・50cm・1m)を実施しました。

地上1mのデータは以下の通りです(小学校の場合地上から50cmが基準となります)。

平均値で、活動エリア17市町のうち11市が特措法基準「0.23μSv/時」を上回っています。8市町村では市内のほぼ8割以上が基準値を上回っています。また、平均値が基準以下の市町村であっても部分的に高濃度汚染地点があります。

これはあくまで昨年の値で、その後の雨風などによって放射性物質の流出や流入による流動・局在化があると思われます。「除染」の効果は本当のところは定かではありませんが、取り急ぎ0.23μSv以上の汚染地点を特定して行政に申し出、除染によって生活空間の汚染を低減化して被ばくを少なくするよう試みてみるしかありません。あらためて地域単位で学校や通学路・自宅周辺などの線量調査に生協の機器も活用下さ



市町村別(線量の高い順)				測定地点数	組合員宅前路上1m空間線量(μSv/h)			0.23μSv/h以上	
県	市町村	面積(km2)	人口(人)		平均値	最高値	最低値	地点数	割合
茨城県	守谷市	36	62,900	80	0.34	0.59	0.22	79	99%
茨城県	取手市	70	108,800	109	0.33	0.50	0.19	102	94%
千葉県	柏市	115	405,600	153	0.32	0.48	0.20	148	97%
千葉県	我孫子市	43	133,500	91	0.31	0.59	0.02	74	81%
茨城県	阿見町	71	48,000	20	0.30	0.38	0.21	17	85%
千葉県	流山市	35	166,000	47	0.30	0.41	0.21	45	96%
千葉県	松戸市	61	483,600	58	0.28	0.37	0.19	52	90%
茨城県	利根町	25	17,300	22	0.26	0.39	0.19	19	86%
茨城県	牛久市	59	82,400	63	0.25	0.34	0.13	44	70%
茨城県	かすみがうら市	157	43,300	5	0.23	0.25	0.21	2	40%
茨城県	つくばみらい市	79	45,200	39	0.23	0.31	0.13	19	49%
茨城県	土浦市	123	143,500	74	0.22	0.29	0.13	35	47%
茨城県	龍ヶ崎市	78	80,000	81	0.19	0.28	0.12	16	20%
茨城県	石岡市	216	78,800	35	0.18	0.24	0.11	4	11%
茨城県	常総市	124	64,700	27	0.17	0.30	0.11	4	15%
茨城県	つくば市	284	216,100	158	0.17	0.38	0.08	26	16%
茨城県	坂東市	123	55,700	13	0.09	0.12	0.06	0	0%
(常総生協活動エリア全体)		1,699	2,235,400	1,075	0.26	0.59	0.02	686	64%

(測定日 2011/6/24～8/16 測定機: ALOCA PDR-111)

【放射能濃度8,000ベクレル/kgを越える土壌などは移動禁止・除染対象】

私たちのエリアでは、道路脇の側溝や樋下の土壌の放射能濃度は容易に1万ベクレル/kgを超えています(サーベイメーターで測定するとその地点の空間線量は2.0μSvを越えます)。これらの土壌は法律で除染対象となりますので、市役所等に連絡して下さい。濃度の測定も生協の測定機を活用下さい。

【12/19 環境省「特措法」にもとづく「地域指定」通知】

常総生協組合員生活エリアのほぼ全域が

「汚染状況重点調査地域」に指定される

■「汚染状況重点調査地域」・・・文科省の調査ですでにホットスポット地域であることがわかっているのに、今さら何とこさかしい表現でしょう。

■4月、福島の子らによる文科省「年間20ミリシーベルト(mSv)」への抗議からはじまった運動は茨城・千葉・埼玉でも市民の運動として広がりました。

■ようやく8月、議員立法による「放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」成立。
並行して、千葉・茨城・埼玉のお母さんたちも立ち上がり声を上げ、子どもたちの放射能被ばくをめぐって国・自治体との「攻防戦」を繰り広げました。

■国は当初「年間20mSv受忍」を堅持しつつ、この特措法にもとづく除染での被ばく線量低減目標を「年5mSv」にしようと考えました。しかし、市民の声と、地方自治体も除染のための財政負担増を背景に一斉に反発したことから、しぶしぶ基本方針に「年1mSv」を「長期目標」として明記して閣議決定せざるを得なくなりました。

■こうして、地上1mの空間線量が「毎時0.23μSv」以上の地域を「汚染状況重点調査地域」として指定せざるを得なくなり、常総生協組合員の生活エリアのほぼ全域が「重点調査地域」に指定されました。改めて、組合員に下記を呼びかけます。

各行政に対して要請しましょう！

各市町村は、この法律(特別措置法)ならびに基本方針・省令にもとづいて「除染実施計画」をつくらなければなりません。各市町村の組合員が核になって地域のみなさんと協力して市町村の「除染実施計画」策定に参与してゆきましょう！地区別の放射能調査隊のみなさん！再結集しましょう。
これまでの測定データや新たな汚染地点の測定などは、生協の機器を活用して下さい。地区担当や組織担当・理事会もバックアップします。

1. 法律の基本方針において「国・地方自治体は、住民参加の協力を求めること、住民への正確・迅速な情報提供、住民とのリスクコミュニケーションをはかること」が掲げられています。私たちの地域では、市民の声によって行政による測定も相当程度に行われていますが、得てして校庭の中心部だけであったり、公園の一部だったりしました。これからは汚染の高い地点を特定して除染する作業となります。そのためにも、調査及び実施計画策定の段階から「住民参加のしくみ」を作ることを行政に求めましょう。
2. 国の方針は来年2013年の8月までの1年8ヶ月の間に、2011年8月比被ばく線量50%減少(子どもの生活環境は60%減少)を目標としています。が、茨城・千葉の自治体においては早期に毎時0.23μSv(年間1mSv)を達成させたいと、さらなる低減化目標にすすめるような除染実施計画を作ることを求めましょう。
3. 本来「追加被ばく」は無いものである以上、特に放射線感受性の高い子どもの生活環境は優先的に追加被ばく線量「ゼロ」(原発事故前の自然放射線量平均0.04μSv)を目指した除染実施計画を立てよう求めましょう。
4. 国と東電の責任である以上、自治体が住民の健康と生活環境への影響を除去する独自の施策についても、市民の声を背景に共に国・東電に費用負担を要求することを求めましょう。
5. 除去した汚染土壌等は放射能濃度が高いので、環境省「除去土壌の収集・運搬・保管に係るガイドライン」にもとづいて収集・運搬・保管の安全対策と監視を求めましょう。

【特措法成立後、基本方針・環境省通知までの攻防】

4月新学期 文科省「学校における年間被ばく許容20ミリシーベルト」をめぐる福島の子らの抗議

放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法

(2011.8.30 議員立法)

【目的】放射線物質による環境汚染に関し、国・地方公共団体・原子力事業者が講ずべき措置について定め、人の健康・生活環境への影響を速やかに低減する。
【責務】国・地方公共団体・関係原子力事業者の責務を明記。
【制度】①基本方針の策定(2011.11閣議決定) ②基準の設定(2011.12 環境省通知) ③監視・測定の実施 ④-1「汚染廃棄物」の処理 ④-2 汚染土壌等の「除染」措置
【費用】原子力事業者(東電)の負担。国は施策推進に必要な費用を負担。

- 5月～10月 広範な汚染と「ホットスポット」の存在が明らかになり、各地域で「子どもたちを放射能から守ろう」の運動や請願、市民による放射能測定活動。
- 常総生協では7月、生活環境の当座の目標値を「毎時0.114μSv」とし、それ以上の地点を緊急に子どもたちの「立入禁止措置」を求めることを課題としました。

放射性物質環境汚染 特措法「基本方針」骨子 (2011.11.11 閣議決定)

(全10項目の基本方針のうち主要4項目を抜粋)

1. 放射性物質を放出した原子力事業者(東電)が一義的な責任を負うが、国もこれまで原子力政策を推進してきた社会的責任を負っている。ので国の責任において対策を講ずる。
2. 環境の汚染は広範囲に及び、住民が所有する土地等が含まれることから、国・地方公共団体は住民参加への協力を求める。
3. 子どもの生活環境(学校・公園等)を優先的に実施する。
4. 国・地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーション(住民説明会等)を実施するものとする。

【配慮事項】住民等が土壌等の除染措置を行う場合にあっては、作業を行う者の安全が確保されることが大前提なので、地方公共団体は、作業方法及び留意事項を周知し、専門家の助言指導を得て安全かつ着実に実行されるようにすること。

●2011.12.19 環境省通知 12.28告示

追加被曝線量	指定	指定地域(2011.12環境省)	目 標
年間20mSv以上の地域	除 染 特 別 地 域	警戒区域・計画的避難区域に加えて、福島県11市町村	年間20mSvを越える地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す
年間20mSv以下の地域	汚 染 状 況 重 点 調 査 地 域	福島県40市町村、茨城県20市町村、千葉県9市町村、群馬県12市町、栃木県8市町村、埼玉県2市、宮城県8市町、岩手県3市町	長期目標として追加被ばく線量を年間1mSv以下とする。 ①H25年8月末までにH23年8月末比50%減少した状態を実現する。 ②子どもの生活環境は優先的に除染し、H25年8月末までにH23年8月末比60%減少した状態を実現する。